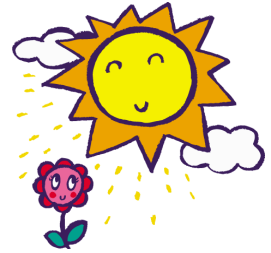


家庭用・業務用



平成30年度

太陽光発電システム設置助成のご案内

区民・事業者の方が太陽光発電システムを設置する経費の一部を助成し、再生可能エネルギー導入促進により、地球温暖化対策推進と環境保全意識啓発を図ることを目的としています。

◎受付期間 平成30年4月1日（日）～平成31年3月20日（水）

◎先着順受付で、予算に達した時点で終了します。

対象機器・助成金額・件数

〔1 kWあたり3万円を助成します。〕

機器の種類	機器の要件	助成対象経費	助成金額・予定件数
太陽光発電システム	財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの、またはそれに準じた性能を持つもので、区が認めるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・機器本体および付属機器の購入に要する経費 ・設置工事費 	家庭用 予算総額270万円 （1件3kWまで） 上限9万円×30件
			業務用 予算総額75万円 （1件5kWまで） 上限15万円×5件

区からのお知らせ

区では、平成22年3月に「品川区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、区民・事業者・区が協働し互いに力を出し合い地球温暖化対策に取り組むことを決めました。

助成対象者

助成対象者は、次の要件を備えた方です。

家庭用

- (1) 区内で未使用の機器を設置した住宅に居住する方であること。
- (2) 自らの所有でない住宅に設置する場合は、所有者の承諾を得ていること。
- (3) 電力会社との電力受給契約における電力受給開始日が平成30年4月1日以降であること。
- (4) 過去にこの助成制度を利用していないこと。 ※業務用との併用はできません。
- (5) 区分所有建物に設置する機器が、区分所有者全員の共有となる場合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は第47条第2項の管理組合法人であること。
- (6) 特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- (7) 法令等および公序良俗に反していないこと。

業務用

- (1) 中小企業者・社団法人・社会福祉法人・個人事業主など大企業でない事業者等。
 - (2) 自らの所有でない事業所等に設置する場合は、所有者の承諾を得ていること。
 - (3) 電力会社との電力受給契約における電力受給開始日が平成30年4月1日以降であること。
 - (4) 過去にこの助成制度を利用していないこと。 ※家庭用との併用はできません。
 - (5) 機器が未使用のものであること。
 - (6) 法人事業税その他の税を滞納していないこと。
 - (7) 法令等および公序良俗に反していないこと。
- ※ 区内の事業所等に設置する事業者等が対象です。（本社の所在地は問いません。）

注意事項

次の要件をご了承の上、申請してください。

- (1) 平成30年4月1日以降の電力受給開始日から申請できます。
 - (2) 申請に必要な書類が揃った方から先着順に受け付け、審査し、助成を行います。
 - (3) 機器の稼動に関係のない付属品等の経費は対象になりません。
 - (4) 算出した助成金額の千円未満の端数は切り捨てとします。
 - (5) 助成金額は他の公的助成制度も合計して設置費用を上限とします。
- ※ 申請者は、申請書類全てに朱肉を使う同一の印鑑（認印可）を押印してください。
- ※ 受付期間後に電力需給開始した場合、助成対象外となります。

その他

助成後はアンケートにご協力いただきます。（平成31年3月実施予定）

申請書添付書類

(※コピー可)

	添付書類	発行機関	種別		
			個人住宅	集合住宅 (区分所有)	業務用
1	電力会社受付後の電力受給 契約申込書*1・購入電力量の お知らせ等	電力会社	○	○	○
2	住民票の写し（発行後 3 カ月以内）	区役所戸籍住民課・ 地域センター	○	○ 管理者・代表者	—
	建物の全部事項証明書 (発行後 3 カ月以内)	法務局	—	—	○
3	履歴事項全部証明書	法務局	—	—	○
4	機器設置に係る領収書	機器販売業者等	○	○	○
5	機器設置に係る経費の内訳が記 載された工事請負契約書等（内 訳書から領収書の金額が確認で きること）	機器販売業者等	○	○	○
6	機器設置完了後の写真（撮 影日記載）	—	○	○	○
7	出力対比表	機器販売業者等	○	○	○
8	平成 29 年度特別区民 税・都民税納税証明書*2	区役所税務課・ 地域センター*3	○	—	—
9	平成 29 年度法人事業税 納税証明書*2	都税事務所	—	—	○*4
10	承諾書（設置した建物が自 己のみの所有でない場合）	—	○	—	○
11	機器設置に係る議決書等	管理組合	—	○	—
12	管理規約	管理組合	—	○	—
13	管理者・代表者の選任が確 認できる議決書等	管理組合	—	○	—

*1 申請者名義のものをご提出ください。実際の電力受給開始日が記載されていない場合は、申立書が必要です。

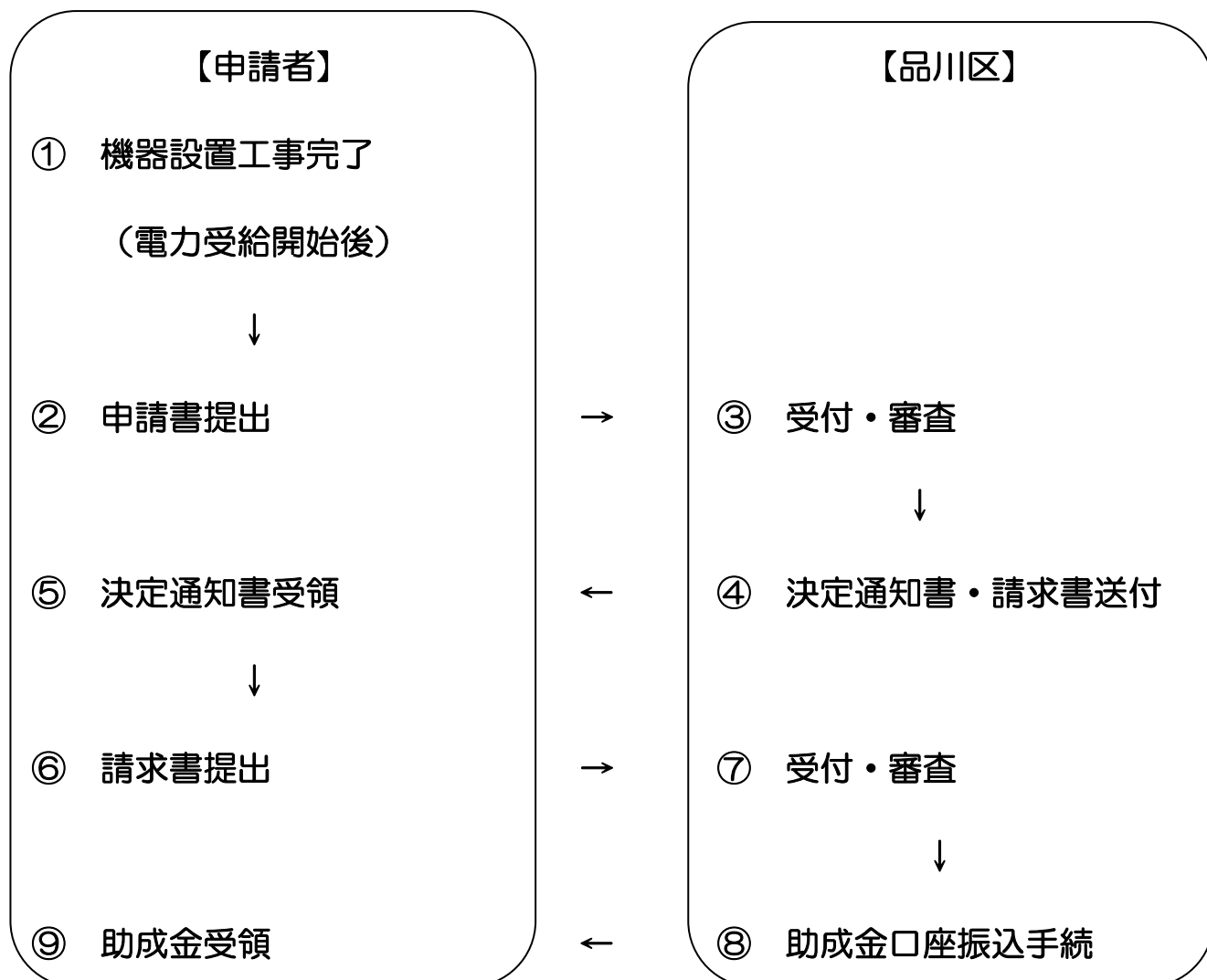
*2 税の証明書は年度・種別（課税では不可）に注意してください。

*3 住民税の証明書取得先は平成29年1月1日に住民登録していた区市町村です。

*4 個人事業主は所得税の納税証明書をお願いします。（あてはまらない場合は個人住宅の添付書類に準じます。）

*5 その他必要に応じて上記書類以外についてもご提出いただく場合があります。

助成金受領までの流れ



申請書提出にあたっての注意

申請書類一式を、設置工事完了後（電力受給開始日以降）に環境課窓口へ提出してください。※必要書類がすべて揃っていないと受付はできません。郵送の場合、不備があれば連絡しますが、書類がすべて揃うまで審査ができません。（不備書類の返送は行いません。）

書類の揃っている方から審査して、助成を決定します。

（受付最終日は、午後5時までに環境課担当者が必要書類をすべて受け付けして、内容を確認している必要があります。）

問い合わせ先

品川区 都市環境部 環境課 環境管理係 TEL 5742-6949

〒140-8715 品川区広町2-1-36 FAX 5742-6853